# コンプライアンス規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人コンパスナビ(以下「当法人」という)の定款第30 条の規定に基づき、当法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプラ イアンス(法令等の遵守をいう。以下同じ)上の問題を的確に管理・処理し、もって その事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施 策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 当法人のすべての事業活動に関わる理事、職員等(以下「役職員等」という) は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコ ンプライアンスを最優先する。

# (遵守事項)

- 第3条 暴力、ハラスメント等公序良俗や法令等に反する行為を行ってはならない。
  - 2 個人の名誉・信用を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
  - 3 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位・立場を利用して自 己の利益を図ることや斡旋・強要してはならない。
  - 4 寄附金等収入の経理処理に関し、適正な処理を行い、他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
  - 5 自らの社会的な立場を認識・自覚して、常に自らを厳しく律し、当法人の信頼を 確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
  - 6 当法人内及びグループ企業内で知りえた機密情報及び個人情報の漏洩や、不正行為を行ってはならない。

#### (組織)

- 第4条 当法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。
  - (1)コンプライアンス担当役員
  - (2)コンプライアンス委員会
  - (3)コンプライアンス事務局

### (コンプライアンス担当役員)

第 5 条 コンプライアンス担当役員は、業務執行理事とする。コンプライアンス担当役員は、理事会に対し、定期的に当法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

- 2 コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当役員の役割及び権限は以下のとおりとする。
  - (1) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
  - (2) コンプライアンス委員会の委員長

# (コンプライアンス委員会)

- 第6条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員の諮問機関として設置 し、以下の事項について、その諮問に答える。
  - (1) コンプライアンス施策の検討と実施
  - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
  - (3) コンプライアンス違反事件についての調査・分析・処分・検討
  - (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
  - (5) その他、コンプライアンス担当役員が諮問した事項
  - 2 コンプライアンス委員会は、業務執行理事を委員長とし、コンプライアンス事務局 および役職員の中から理事会が指名する者で構成する。
  - 3 委員長は、委員会を総括する。

# (コンプライアンス委員会の開催)

- 第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
  - 2 理事会は、必要に応じて委員会の招集を求めることができる。

## (コンプライアンス事務局)

- 第8条 当法人事務局をコンプライアンス委員会の事務局とする(以下「事務局」という)。
- 2 事務局は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を 所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施 する。
- 3 事務局は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当役員及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

## (報告・相談窓口の設置)

第 9 条 当法人関係者及び利用者等からの報告・相談を受け付ける窓口は、役員、 及び事務局とする。

- 2 報告・相談方法は、電話・電子メール・書面・面会とする。尚、匿名も可とする。
- 3 その対応については、コンプライアンス委員会で協議し、厳正に取り扱うものとする。

## (報告者・相談者の保護)

- 第 10 条 当法人は、報告者・相談者が報告または相談したことを理由として、報告者・相談者に対して解雇、その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。
- 2 当法人は、報告者・相談者が報告または相談したことを理由として、報告者・相談者の業務環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。また、役職員も、報告者・相談者に対して不利益な取り扱いやいやがらせなどを行ってはならない。

## (改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

### 付則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。(令和3年7月28日理事会議決)